（３）地域経済牽引事業として行う事業の内容
（事業名）

（関連する業種）

（地域経済牽引事業の内容）

（活用を予定する支援措置）

（その他）

（４）地域経済牽引事業を行う主な実施場所
（地域経済牽引事業を行う主な実施場所）

（法第１２条の３第２項に規定する承認地域経済牽引事業用地整備計画に従って整備された土地において地域経済牽引事業を行う場合には、その旨及び当該土地の所在）

（５）地域経済牽引事業の実施期間
（実施期間）
年　月　日　～　年　月　日
（実施スケジュール）

取組事項	年度	年度	年度	年度	年度
	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～
①					
②					
③					

２　地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法
事業者ごとに別表１－１に記載

３　地域経済牽引事業の実施による経済的効果

（１）付加価値創出額
（見込み）

（算定根拠）

区分		事業開始前	事業開始後				
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
		年　月～	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～
①売上高							
費用総額	②売上原価						
	③販売費及び一般管理費						
	④計（②＋③）						
⑤給与総額							
⑥租税公課							
⑦付加価値額（①－④＋⑤＋⑥）							

（２）経済的効果
（見込み）

（算定根拠）

（注）地方公共団体が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的効果（取引額、売上げ、雇用者数又は給与総額）を達成する見込みであることを記載すること。

Ⅱ　任意記載事項

１　地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項
別表１－２に記載

２　地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
別表１－２に記載

３　地域経済牽引事業用工場等が法第１８条の２第１項に定められた工場立地法の特例の適用を受ける場合の事項
（１）地域経済牽引事業用工場等の所在地